第8回医療計画の見直し 等 に 関 す る 検 討 会 平成 2 8 年 1 2 月 7 日 2

医療提供体制の確保に関する基本方針の見直し(案)

※ 今後、パブリックコメント等所要の手続きにより、修正がありうる。

地域医療構想について (1)



○ 地域医療構想について、地域医療構想調整会議での議論の進め方の明確化等を踏まえて、 以下の改正を行う。(意見のとりまとめ(案) P6, 7, 8 I の7(5))

改正案

第五 地域医療構想に関する基本的な事項 地域医療構想に関する基本的考え方

平成三十七年にいわゆる「団塊の世代」が全て七十五歳以上となる超高 齢社会を迎え、医療需要が増加する中、患者に応じた質の高い医療を効率 的に提供する体制を確保するため、地域における病床の機能の分化及び連 携を推進し、各病床の機能の区分に応じて必要な医療資源を適切に投入し、 患者の早期の居宅等への復帰を進めるとともに、退院後の生活を支える在 宅医療及び介護サービスの充実を図ることが必要である。こうした観点か ら、地域医療構想は、地域における病床の機能の分化及び連携並びに在宅 医療を推進するため、構想区域(法第三十条の四第二項第七号に規定する 区域をいう。)ごとの平成三十七年における病床数の必要量を含む医療提 供体制に関する構想及び当該構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連 携の推進に関する事項として医療計画に定めるものである。 (中略)

二 地域医療構想に関する国と都道府県の役割

都道府県は、策定した地域医療構想に取り組むに当たって、構想区域等 (法第三十条の十四第一項に規定する構想区域等をいう。) ごとに、診療 に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係 者(第六において「関係者」という。)との協議の場(以下「地域医療構 想調整会議」という。)を設け、地域医療構想調整会議での議論を通じて、 地域における病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進していくこ とが必要である。

国は、必要な情報の整備や都道府県職員等に対する研修など、都道府県 の地域医療構想の達成に向けた取組を支援するものとする。

現行

第五 地域医療構想に関する基本的な事項

ー 地域医療構想に関する基本的考え方

平成三十七年にいわゆる「団塊の世代」が全て七十五歳以上となる超高 齢社会を迎え、医療需要が増加する中、患者に応じた質の高い医療を効率 的に提供する体制を確保するため、地域における病床の機能の分化及び連 携を推進し、各病床の機能の区分に応じて必要な医療資源を適切に投入し、 患者の早期の居宅等への復帰を進めるとともに、退院後の生活を支える在 宅医療及び介護サービスの充実を図ることが必要である。こうした観点か ら、地域医療構想は、地域における病床の機能の分化及び連携並びに在宅 医療を推進するため、構想区域ごとの平成三十七年における病床数の必要 量を含む医療提供体制に関する構想及び当該構想の達成に向けた病床の機 能の分化及び連携の推進に関する事項として医療計画に定めるものである。 (中略)

地域医療構想に関する国と都道府県の役割

平成三十七年において患者の状態に応じた質の高い医療を効率的に提供 する体制を確保するため、都道府県においては、地域の医療需要の将来推 計、法第三十条の十三第一項の規定による報告(以下「病床機能報告」と いう。)等の活用により、地域医療構想を策定し、これに基づき、地域に おける病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進していくことが必 要である。

国は、地域医療構想の策定等に必要な情報の整備や都道府県職員等に対 する研修など、都道府県の取組を支援するものとする。

地域医療構想について ②

〇 地域医療構想について、地域医療構想調整会議での議論の進め方の明確化等を踏まえて、 以下の改正を行う。(意見のとりまとめ(案) P6, 7, 8 I の7(5))

改正案

第六 地域における病床の機能の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

- 地域における病床の機能の分化及び連携の基本的考え方地域における病床の機能の分化及び連携については、地域の医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により推進していくことが前提となる。このため、都道府県は、構想区域等ごとに設置する地域医療構想調整会議において、関係者との連携を図りつつ、必要な事項について協議を行うことが必要である。その際、構想区域等における将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、医療機関の役割を確認することや将来的に病床機能の転換を予定している医療機関の役割を確認することや将来的に病床機能の転換を予定している医療機関の役割を確認することや将来的に病床機能の転換を予定している医療機関の役割を確認することが必要である。また、都道府県は、法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人の認定、医療介護総合確保法に基づく地域医療介護総合確保基金の活用等により、医療機関の機能分化及び連携を支援することが必要である。

国は、都道府県の地域医療構想の達成に向けた取組を支援するとともに、地域における病床の機能の分化及び連携を更に実効性あるものとするため、 <u>法第三十条の十三第一項の規定による報告(以下「病床機能報告」という。)の在り方を見直し</u>、地域の医療需要に円滑に対応できる人員配置等 を調えることの検討を進めるものとする。

現行

第六 地域における病床の機能の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

一 地域における病床の機能の分化及び連携の基本的考え方地域における病床の機能の分化及び連携については、地域の医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により推進していくことが前提となる。このため、都道府県は、構想区域等ごとに法第三十条の十四に基づき、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、必要な事項について協議を行うことが必要である。その際、病床機能報告等を基に、地域における病床の機能の現状等及び平成三十七年における病床数の必要量を比較しつつ、地域における病床の分化及び連携における課題を分析することが求められる。また、都道府県は、医療介護総合確保法に基づく地域医療介護総合確保基金の活用等により、医療機関の自主的な取組を推進することが必要である。

国は、都道府県の地域医療構想の達成に向けた取組を支援するとともに、 地域における病床の機能の分化及び連携を更に実効性あるものとするため、 今後、病床機能報告の在り方を検討し、地域の医療需要に円滑に対応でき る人員配置等を調えることの検討を進めるものとする。

医療計画の計画期間の見直し

〇 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法 律(平成26年法律第83号)の施行に伴い、医療計画の計画期間を見直すことを踏まえて、以下の は 改正を行う。(意見のとりまとめ(案) P6 I の7(3))

改正案

第三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 目標設定に関する国と都道府県の役割

1 五疾病・五事業に係る目標設定

都道府県は、本基本方針に基づく医療計画の見直し後<u>六年間</u>を目途に、 五疾病・五事業及び当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らし て特に必要と認める医療について、地域の実情に応じた数値目標を定め る。

その際には、「第九 その他医療提供体制の確保に関する重要事項」に掲げる方針等に定められる目標等を十分勘案するものとする。

都道府県は、数値目標の達成状況について、少なくとも<u>六年ごと</u>に調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更するものとする。

国は、都道府県に対して、医療提供体制の確保に向けた実効性ある施策が図られるよう支援するものとする。

2 在宅医療に係る目標設定

都道府県は、在宅医療に係る目標については、本基本方針に基づく医療計画の見直し後六年間を目途に、五疾病・五事業に係る目標の設定と同様の考え方に基づき、数値目標の設定並びに数値目標の達成状況の調査、分析及び評価等を行うものとする。

また、在宅医療及び介護の連携の観点から、医療計画と介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)に定める都道府県介護保険事業支援計画 及び市町村介護保険事業計画との整合性を図るため、医療計画の計画期 間の中間年となる三年目においても、数値目標の設定並びに数値目標の 達成状況の調査、分析及び評価等を行うものとする。

現行

第三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 目標設定に関する国と都道府県の役割

1 五疾病・五事業に係る目標設定

都道府県は、本基本方針に基づく医療計画の見直し後<u>五年間</u>を目途に、 五疾病・五事業及び当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らし て特に必要と認める医療について、地域の実情に応じた数値目標を定め る。

その際には、<u>都道府県計画、都道府県介護保険事業支援計画、都道府</u>県がん対策推進計画、<u>都道府県障害福祉計画等</u>「第九 その他医療提供体制の確保に関する重要事項」に掲げる方針等に定められる目標等を十分勘案するものとする。

都道府県は、数値目標の達成状況について、少なくとも<u>五年ごと</u>に調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更するものとする。

国は、都道府県に対して、医療提供体制の確保に向けた実効性ある施策が図られるよう支援するものとする。

2 在宅医療に係る目標設定

都道府県は、在宅医療に係る目標については、五疾病・五事業に係る 目標の設定と同様の考え方に基づき、数値目標の設定並びに数値目標の 達成状況の調査、分析及び評価等を行うものとする。

医療計画の計画期間の見直し ②

〇 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法 律(平成26年法律第83号)の施行に伴い、医療計画の計画期間を見直すことを踏まえて、以下の 改正を行う。(意見のとりまとめ(案) P6 I の7(3))

改正案	現行
第八 医療計画の作成並びに医療計画における目標及び施策の達成状況の評価等に関する基本的な事項 二 目標及び施策の達成状況の評価等に関する基本的な事項 (中略) また、数値目標及び施策の進捗状況等の評価については、評価を行う組織(都道府県医療審議会等)や時期(原則として一年ごと)を明らかにした上で定期的に評価を行うとともに、その結果等を患者や住民に公表し、 六年間の計画期間内であっても、必要に応じて施策を見直すことが重要である。	第八 医療計画の作成並びに医療計画における目標及び施策の達成状況の評価等に関する基本的な事項 二 目標及び施策の達成状況の評価等に関する基本的な事項(中略)また、数値目標及び施策の進捗状況等の評価については、評価を行う組織(都道府県医療審議会等)や時期(原則として一年ごと)を明らかにした上で定期的に評価を行うとともに、その結果等を患者や住民に公表し、五年間の計画期間内であっても、必要に応じて施策を見直すことが重要である。

医療計画と介護保険事業(支援)計画との整合性について

¦ 〇 医療計画と、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく都道府県介護保険事業支援計画及 ¦ び市町村介護保険事業計画との整合性を確保するため、以下の改正を行う。

(意見のとりまとめ(案) P6 Iの7(4))

改正案

第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者 に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

- 三 在宅医療に係る医療連携体制の在り方
 - 2 配慮すべき事項

看取りの体制を含めた在宅医療については、在宅療養を希望する患者や家族、地域住民に対して、病院・診療所、訪問看護ステーション、薬局等の機能分担と連携の状況を情報提供することが重要である。また、在宅の患者ニーズに対応した医療と介護を包括的に提供する体制を整備するため、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画の内容と整合性を図り、患者の療養生活の充実等に努めることが必要である。

(中略)

- 第八 医療計画の作成並びに医療計画における目標及び施策の達成状況の評価 等に関する基本的な事項
 - 一 医療計画の作成に関する基本的な事項 (中略)

また、この際には、医療計画と都道府県介護保険事業支援計画及び市町 村介護保険事業計画との整合性を確保することができるよう、地域におけ る医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(平成二十六年厚 生労働省告示第三百五十四号)第〇の〇に示される協議の場を設置し、よ り緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。 (中略)

第九 その他医療提供体制の確保に関する重要事項

医療計画及びこれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては、健康増進法(平成十四年法律第百三号)等医療関係各法等の規定及び次の方針等に配慮して定めるよう努めなければならない。また、医療介護総合確保法に定める総合確保方針及び都道府県計画並びに介護保険法に定める基本指針、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図らなければならない。

現行

- 第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者 に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項
 - 三 在宅医療に係る医療連携体制の在り方
 - 2 配慮すべき事項

看取りの体制を含めた在宅医療については、在宅療養を希望する患者 や家族、地域住民に対して、病院・診療所、訪問看護ステーション、薬 局等の機能分担と連携の状況を情報提供することが重要である。また、 在宅の患者ニーズに対応した医療と介護を包括的に提供する体制を整備 するため、都道府県介護保険事業支援計画の内容と整合性を図り、患者 の療養生活の充実等に努めることが必要である。

(中略)

- 第八 医療計画の作成並びに医療計画における目標及び施策の達成状況の評価 等に関する基本的な事項
 - ー 医療計画の作成に関する基本的な事項

(新設)

第九 その他医療提供体制の確保に関する重要事項

医療計画及びこれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては、健康増進法(平成十四年法律第百三号)等医療関係各法等の規定及び次の方針等に配慮して定めるよう努めなければならない。また、医療介護総合確保法に定める総合確保方針及び都道府県計画並びに介護保険法に定める基本指針及び都道府県介護保険事業支援計画との整合性の確保を図らなければならない。

「急性心筋梗塞」の「心筋梗塞等の心血管疾患」への見直し



○ 医療計画に定める5疾病の一つである「急性心筋梗塞」を「心筋梗塞等の心血管疾患」へと見 直すことを踏まえて、以下の通り改正を行う。(意見のとりまとめ(案) P10, 11 II の1(3))

改正案

第一 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本的考え方 (中略)

また、人口の急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化が進む中で、疾 病の構造が変化し、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病等の 生活習慣病や精神疾患が増加している中、生活の質の向上を実現するため、 特に、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患に対 応した医療連携体制の早急な構築を図ること、地域における医療提供体制 の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地 の医療、周産期医療及び小児医療並びに居宅等における医療(以下「在宅 医療」という。)に対応した医療連携体制の早急な構築を図ること、さら には人口の急速な高齢化に伴って医療需要の増加が見込まれる中、地域に おける病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進し、将来の医療需 要に対応した適切な医療提供体制の早急な構築を図ることが必要である。 (中略)

- 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項 二 調査及び研究に関する国と都道府県の役割
 - 1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県とがそれぞれ次のと おり行うこととする。
 - (一) 国は、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾 患の五疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周 産期医療及び小児医療の五事業(以下「五疾病・五事業」という。) 並びに在宅医療について調査及び研究を行い、五疾病・五事業及び在 宅医療のそれぞれに求められる医療機能を明らかにする。

現行

- 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本的考え方 (中略)

また、人口の急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化が進む中で、疾 病の構造が変化し、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の生活習慣病 や精神疾患が増加している中、生活の質の向上を実現するため、特に、が ん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患に対応した医療連携体制 の早急な構築を図ること、地域における医療提供体制の確保において重要 な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療 及び小児医療並びに居宅等における医療(以下「在宅医療」という。)に 対応した医療連携体制の早急な構築を図ること、さらには人口の急速な高 齢化に伴って医療需要の増加が見込まれる中、地域における病床の機能の 分化及び連携並びに在宅医療を推進し、将来の医療需要に対応した適切な 医療提供体制の早急な構築を図ることが必要である。

(中略)

- 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- 二 調査及び研究に関する国と都道府県の役割
 - 1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県とがそれぞれ次のと おり行うこととする。
 - (一) 国は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患の五疾病 並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及 び小児医療の五事業(以下「五疾病・五事業」という。) 並びに在宅 医療について調査及び研究を行い、五疾病・五事業及び在宅医療のそ れぞれに求められる医療機能を明らかにする。

「急性心筋梗塞」の「心筋梗塞等の心血管疾患」への見直し



〇 医療計画に定める5疾病の一つである「急性心筋梗塞」を「心筋梗塞等の心血管疾患」へと見直すことを踏まえて、以下の通り改正を行う。(意見のとりまとめ(案) P10, 11 II の1(3))

改正案	現行
第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項 二 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方 1 五疾病・五事業に明示する機能 (三) 心筋梗塞等の心血管疾患 救急医療の機能及び身体機能を回復させるリハビリテーションを提供する機能(発症から入院を経て居宅等に復帰するまでの医療の流れ、医療機能に着目した診療実施施設(急性期・回復期・居宅等の機能ごとの医療機関)等)	第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項 二 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方 1 五疾病・五事業に明示する機能 (三) 急性心筋梗塞 救急医療の機能及び身体機能を回復させるリハビリテーションを提供する機能(発症から入院を経て居宅等に復帰するまでの医療の流れ、医療機能に着目した診療実施施設(急性期・回復期・居宅等の機能ごとの医療機関)等)

多様な精神疾患へ対応するための医療機能の明確化等

○ 精神疾患に関する医療提供体制について、多様な精神疾患へ対応するための医療機能の明確化等を進めることを踏まえて、以下の改正を行う。(意見のとりまとめ(案) P13 Ⅱの1(5))

改正案 現行 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者 に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項 に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項 二 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方 二 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方 1 五疾病・五事業に明示する機能 1 五疾病・五事業に明示する機能 (五) 精神疾患 (五) 精神疾患 各圏域において果たすべき役割に応じて患者本位の専門的医療を提供 発症後速やかに精神科医に受診できる機能、患者に応じた質の高い する機能(統合失調症、認知症、児童・思春期精神疾患、身体合併症、うつ、 精神科医療を提供する機能、再発防止や地域生活維持・社会復帰のた 依存症などの多様な精神疾患ごとの拠点機能の明確化) めの外来医療、訪問サービス等を提供する機能並びに福祉・介護サー ビスと連携しつつ退院に向けた支援を提供する機能(発症から診断、 治療、地域生活・社会復帰までの流れ、医療機能に着目した診療実施 施設等)

救急医療提供体制について

〇 救急医療について、精神科救急医療との連携体制を確保することを明確化するため、以下の 改正を行う。(意見のとりまとめ(案) P10, 11 II の1(3))

改正案

第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者 に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

- 二 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方
 - 2 事業ごとに配慮すべき事項
 - (一) 救急医療において、生命にかかわる重篤な救急患者に救命医療を提供する機能を有する医療機関のうち高度救命救急センターを医療計画に明示する場合には、広範囲熱傷、急性中毒等の特殊疾病のうち、特に当該センターが対応体制を整備しているものについて記載する必要がある。なお、この場合においては、当該都道府県内のセンターに限らず、広域的に対応する隣接都道府県のセンターを記載することも可能である。

また、都道府県において策定した地域の搬送・受入に関する実施基準に基づき、円滑な患者の搬送が実施されることが必要である。

精神科救急医療については、輪番制による緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための機能、重度の症状を呈する精神科急性期患者に対応する中核的なセンター機能を強化することが求められる。<u>また、精神科救急医療と救急医療との連携体制を確保することが重要である。</u>

一連の救急搬送と救急医療の連携の確保に当たっては、いわゆるメディカルコントロール体制の一層の充実・強化を図ることが重要である。また、産科合併症以外の合併症を有する母体に対する救急医療については、総合周産期母子医療センター等による周産期医療と救命救急センター等による救急医療との連携体制を確保することが重要である。

現行

第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者 に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

- 二 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方
 - 2 事業ごとに配慮すべき事項
 - (一) 救急医療において、生命にかかわる重篤な救急患者に救命医療を提供する機能を有する医療機関である。高度救命救急センターを医療計画に明示する場合には、広範囲熱傷、急性中毒等の特殊疾病のうち、特に当該センターが対応体制を整備しているものについて記載する必要がある。なお、この場合においては、当該都道府県内のセンターに限らず、広域的に対応する隣接都道府県のセンターを記載することも可能である。

また、平成二十一年十月から施行されている消防法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第三十四号)により、都道府県において策定した地域の搬送・受入に関する実施基準に基づき、円滑な患者の搬送が実施されることが必要である。

精神科救急医療については、輪番制による緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための機能、重度の症状を呈する精神科急性期患者に対応する中核的なセンター機能を強化することが求められる。

産科合併症以外の合併症を有する母体に対する救急医療については、 総合周産期母子医療センター等による周産期医療と救命救急センター 等による救急医療との連携体制を確保することが重要である。

災害時における医療提供体制について ①



○ 災害時における医療提供体制について、精神科の災害医療体制の整備を進めること、多様な 医療チームとの連携体制を構築することなどを踏まえて、以下の改正を行う。

(意見のとりまとめ(案) P14.15 Iの2(2))

改正案

医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者 に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

- 二 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方
 - 1 五疾病・五事業に明示する機能
 - (七) 災害時における医療

災害時に被災地へ出動して迅速に救命医療を提供する機能、その後 避難所等において診療活動を行う機能及び被災しても医療提供を引き 続き維持し被災地での医療提供の拠点となる機能(都道府県内外での 災害発生時の医療の対応(災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣 精神医療チーム(DPAT)の整備状況と活用計画並びに日本医師会災害 医療チーム (JMAT) 等の医療チームとの連携を含む。)、広域医療搬 送の方法(航空搬送拠点及び航空搬送拠点臨時医療施設の確保を含 む。)、後方医療施設の確保、派遣調整本部や地域医療対策会議によ るコーディネート機能を担う体制整備、消防・警察等関係機関との連 携、広域災害・救急医療情報システムの状況、災害拠点病院の耐震 化・医薬品等の備蓄状況、災害に対応した事業継続計画・訓練計画 等)

現行

医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者 に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

- 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方
 - 1 五疾病・五事業に明示する機能
 - (七) 災害時における医療

災害時に被災地へ出動して迅速に救命医療を提供する機能、その後 避難所等において診療活動を行う機能及び被災しても医療提供を引き 続き維持し被災地での医療提供の拠点となる機能(都道府県内外での 災害発生時の医療の対応(災害派遣医療チーム(DMAT)の整備状況と 活用計画を含む。)、広域搬送の方法、後方医療施設の確保、派遣調 整本部や地域医療対策会議によるコーディネート機能を担う体制整備、 消防・警察等関係機関との連携、広域災害・救急医療情報システムの 状況、災害拠点病院の耐震化・医薬品等の備蓄状況、災害に対応した 訓練計画等)

災害時における医療提供体制について ②

〇 救急医療や災害時における医療提供体制について、災害時を含めた救急搬送の在り方の検討を踏まえ、以下の改正を行う。(意見のとりまとめ(案) P14, 15 II の2(2))

改正案

第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者 に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

- 二 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方
 - 2 事業ごとに配慮すべき事項
 - (二) 救急医療や災害時における医療については、患者の緊急度、重症度 等に応じた適切な対応が求められる。救急搬送については、救急用自 動車はもとより、ドクターカー(必要な機器等を装備し、医師等が同 乗することにより救命医療が可能な救急搬送車両をいう。)、消防防 災へリコプターを含む救急患者搬送用のヘリコプター等の搬送手段を 活用することにより救急医療の確保を図ることが重要である。その際、 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法 (平成十九年法律第百三号)を踏まえ、地域の実情に応じ、同法第二 条に規定する救急医療用へリコプター(以下「救急医療用へリコプ ター」という。) を用いることが考えられる。この場合、都道府県は、 医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について 定めるときは、救急医療用へリコプターを用いた救急医療を提供する 病院に関する事項を定めることが求められるとともに、都道府県にお いて達成すべき救急医療用へリコプターを用いた救急医療の確保に係 る目標に関する事項及び病院の医師、消防機関、都道府県及び市町村 の職員、診療に関する学識経験者その他の関係者の連携に関する事項 を定めるよう努めることとされている。また、災害時において、消防 機関等の依頼又は通報に基づかない出動を想定した、救急医療用へり コプターの運航体制を整備することが必要である。

現行

- 第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者 に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項
 - 二 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方
 - 2 事業ごとに配慮すべき事項
 - (二) 救急医療や災害時における医療については、患者の緊急度、重症度等に応じた適切な対応が求められる。<u>このため、</u>救急用自動車はもとより、ドクターカー(必要な機器等を装備し、医師等が同乗することにより救命医療が可能な救急搬送車両をいう。)、消防防災へリコプターを含む救急患者搬送用のヘリコプター等の搬送手段を活用することにより救急医療の確保を図ることが重要である。その際、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三号)を踏まえ、地域の実情に応じ、同法第二条に規定する救急医療用ヘリコプターを用いることが考えられる。この場合、同法第五条第一項及び第二項の規定に基づき、医療計画に同条第一項に規定する同項各号に掲げる事項を定めることが求められるとともに、同条第二項各号に掲げる事項を定めることが求められるとともに、同条第二項各号に掲げる事項を定めることとされている。こうした一連の救急搬送と救急医療の連携の確保に当たっては、いわゆるメディカルコントロール体制の一層の充実・強化を図ることも重要である。

へき地の医療提供体制について

○ へき地の医療について、へき地保健医療計画を医療計画へ一本化することを踏まえ、以下の 改正を行う。(意見のとりまとめ(案) P15 Ⅱの2(3))

改正案	現行
第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項 二 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方 1 五疾病・五事業に明示する機能 (八)へき地の医療 継続的にへき地の医療を支援できる機能(搬送、巡回診療、医師・歯科医師確保等へき地の支援方法等による連携体制等)	第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項 二 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方 1 五疾病・五事業に明示する機能 (八)へき地の医療 へき地保健医療計画と整合性が図られており、かつ、継続的にへき地の医療を支援できる機能(第十一次へき地保健医療対策を踏まえた対応、搬送、巡回診療、医師・歯科医師確保等へき地の支援方法等による連携体制等)

周産期医療提供体制について

○ 周産期医療について、周産期医療体制整備計画を医療計画へ一本化すること、災害時における医療等との連携等について明確化することなどを踏まえ、以下の改正を行う。

(意見のとりまとめ(案) P16 IIの2(4))

改正案

第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者 に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

- 二 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方
 - 2 事業ごとに配慮すべき事項
 - (四) 周産期医療については、<u>助産師を含む</u>地域の<u>医療従事者</u>の活用を図り、診療所や助産所等とリスクの高い分娩を扱う病院との機能の分担及び業務の連携の充実に努めることが必要である。さらに、周産期医療体制の整備を進める中で、<u>周産期に関する救急搬送や災害時の周産期医療等において、近隣</u>都道府県との連携体制を必要に応じて確保することや、産科合併症以外の合併症を有する母体に適切に対応するための救急医療<u>や精神医療等</u>との連携体制を確保することも重要である。また、NICU(新生児集中治療室)退院後の未熟児等に対する後方支援施設等における継続的な医療提供体制の構築が必要である。

現行

第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者 に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

- 二 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方
 - 2 事業ごとに配慮すべき事項
 - (四) 周産期医療については、<u>周産期医療体制整備計画の内容と整合性を図るとともに、</u>地域の<u>助産師</u>の活用を図り、診療所や助産所等とリスクの高い分娩を扱う病院との機能の分担及び業務の連携の充実に努めることが必要である。さらに、周産期医療体制の整備を進める中で、<u>隣接</u>都道府県との連携体制を必要に応じて確保することや、産科合併症以外の合併症を有する母体に適切に対応するための救急医療との連携体制を確保することも重要である。また、NICU(新生児集中治療室)退院後の未熟児等に対する後方支援施設等における継続的な医療提供体制の構築が必要である。

配慮すべき他の法律の規定による計画等について

〇 医療計画の作成に当たって、調和が保たれるよう配慮すべき他の法律の規定による計画等を 踏まえて、以下の改正を行う。(意見のとりまとめ(案) P6 I の7(2))

改正案	現行 現行
第九 その他医療提供体制の確保に関する重要事項 (中略) 1 健康増進法に定める基本方針及び都道府県健康増進計画 2 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)に定める医療費適正化基本方針及び都道府県医療費適正化計画 3 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)に定めるがん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)に定める指針 5 肝炎対策基本法(平成二十一年法律第九十七号)に定める肝炎対策基本指針 6 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)に定める基本方針 7 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に定める基本的な方針 8 アレルギー疾患対策基本法(平成二十六年法律第九十八号)に定めるアレルギー疾患対策基本法(平成二十六年法律第九十八号)に定めるアレルギー疾患対策基本指針及び都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画 9 自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)に定める自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画 10 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律百九号)に定めるアルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律百九号)に定めるアルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律百九号)に定めるアルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律百九号)に定めるアルコール健康障害対策推進基本計画及び都道府県アルコール健康障害対策推進基本計画及び都道府県アルコール健康障害対策推進基本計画及び都道府県アルコール健康障害対策推進基本計画及び都道府県アルコール健康障害対策推進基本計画及び都道府県アルコール健康障害対策推進基本計画及び都道府県アルコール健康障害対策推進基本計画及び都道府県アルコール健康障害対策推進基本計画及び都道府県アルコール健康障害対策推進基本計画及び都道府県アルコール健康障害対策推進基本計画及び都道府県アルコール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第九 その他医療提供体制の確保に関する重要事項 (中略) 1 健康増進法に定める基本方針及び都道府県健康増進計画 2 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)に定める医療費適正化基本方針及び都道府県医療費適正化計画 3 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)に定めるがん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画 (新設)
11 歯科口腔保健の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号)に定める基本的事項	4 歯科口腔保健の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号)に定める基本的事項
12 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に定める基本指針及び都道府県障害福祉計画	5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に定める基本指針及び都道府県障害福祉計画